

2021年12月16日

関係者各位

日本カイロプラクティック登録機構
理事会

当機構カイロプラクター登録制度の見直しについて

拝啓 師走の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は設立以来、国民の健康と安全を守る目的から登録カイロプラクター名簿を厚生労働省へ提出する活動を行っております。長年の行政との協議の中で、より多くのカイロプラクティック従事者が登録しやすい制度へと改革し、さらには法令遵守や業界自主規制を普及するため、以下の見直しを現在検討しております。今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1) 登録更新制度の導入

継続教育の単位取得を義務付けた登録更新制度を導入します。登録更新制度の主な目的は、登録者が退職や死亡した場合の情報を正確に管理し、継続教育を通して法令遵守や業界自主規制を呼びかけることにあります。

更新者の情報は名簿およびホームページに掲載され、更新を希望されない方も今まで通り登録者として掲載されます。

2) 2種のカテゴリー登録

当機構登録制度は、世界保健機関（WHO）ガイドラインに準拠した教育プログラムを履修したカイロプラクター登録試験（JCR 試験）合格者が登録対象です。（※試験免除対象者を除く）

今後はより多くのカイロプラクティック従事者に登録を促す観点から、国内のカイロプラクティック養成校の卒業生も登録対象に含めます。

第1種登録者（国内基準の教育履修）および第2種登録者（WHO基準の教育履修）の2つのカテゴリーを設置し、双方の登録者を「登録カイロプラクター」として統一名簿を厚生労働省に提出します。

3) JCR 試験免除制度の 2023 年末終了

2023 年をもってカイロプラクター登録試験（JCR 試験）免除制度は終了します。2024 年以降、当機構に登録申請する際には JCR 登録試験合格もしくはカイロプラクティックが法制化された国の国家資格（州資格）取得の条件が義務付けられます。（※全米カイロプラクティック試験委員会・NBCE の I 部および II 部合格者は条件を満たします。）

現在の試験免除対象者は、各地域の CCE（カイロプラクティック教育審議会）認証およびそれに準ずる教育機関を 2011 年 2 月末までに卒業した者、又は JAC（日本カイロプラクターズ協会）承認 CSC（カイロプラクティック標準化コース）を 2008 年 12 月末までに修了した者です。

以上

